

議事要旨(3) 退職給付会計における複数事業主制度の注記の見直し

冒頭、小賀坂副委員長より、退職給付会計における複数事業主制度の注記の見直しについて、これまでの検討経緯の説明があり、続いて前田ディレクターより、説明資料[審議事項(3)]に基づき詳細な説明があった。

説明に対する委員等からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見及び質問があった。
  - 検討の方向性については賛成である。
  - 専門委員会で聞かれた意見には、数理債務及び未償却過去勤務債務の情報が入手可能かという意見があるが、この確認は可能なのか。

これに対して事務局からは以下の説明がなされた。

- 専門委員会後の対応として制度を調べ直した結果、厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度のいずれも、貸借対照表の枠外注記や決算明細書類として当該情報が記載されており、情報の入手可能性を確認している。

- ある委員より、次の意見及び質問があった。
  - 提案内容については賛成である。
  - 資産勘定の未償却過去勤務債務と負債勘定の数理債務を相殺して責任準備金として表示するという年金財政の改正趣旨を教えてほしい。会計上の観点からは理解しづらい。
  - 基金加入者向けに配布される決算書においては数理債務及び未償却過去勤務債務の注記が省略されている場合があるようだが、配布される決算書にも注記すべきであり、退職給付会計上は必要な情報であることを理由に、要望を出せないか。

これらに対して事務局からは以下の説明がなされた。

- 年金財政の改正は、パブリックコメント公表時の概要資料によれば、財務諸表の簡素化・透明化を目的として行われたものであるとの記載がなされている。基金の貸借対照表の利用者には様々な立場のものがおり、従前よりも科目を減らして見やすくしたようである。
- 基金加入者向けに配布される決算書は、制度に基づくルールが適用されるものではないようなので、要望を出すという性格のものではないと考えている。

以上